

行政文書を読む

1 資料 埼玉県行政文書（戦前期文書）について

- 埼玉県が作成・保存してきた公文書のうち、明治初年から昭和 21 年（1946）までの文書群。全 11,259 点（明治期文書 5,702 点、大正期文書 2,261 点、昭和戦前期文書 3,296 点、埼玉県報 171 点、社寺堂庵明細帳 52 点）。
- 前身となった旧藩県からの引継文書も含み、県の政策や行政機構の変遷を知る基礎資料であるとともに、地域の近代化の諸相を研究するうえで不可欠な歴史資料として評価され、平成 21 年（2009）7 月 10 日に国の重要文化財（歴史資料）に指定された。
- 重要文化財であるとともに現用公文書であり、誰でも閲覧（一部非公開文書を除く）、複写（原本は撮影のみ）可能。
- 埼玉県では、明治初期より国からの布告や達、日誌、進達や指令など官省との間でやりとりした文書、管下布達などを永久保存していたが、それ以外の文書については特に規定がなく、適宜個別に協議のうえで廃棄がなされていた。明治 28 年（1895）「文書保存規則」が制定され、文書を「永久」「十年」「五年」「一年」にわけて保存・廃棄するシステムが作られた。その後、明治初期より蓄積されていた文書についても上記の基準で整理、編綴、目録化が行なわれたため、明治初期から昭和戦前期に至るまでの永久保存文書が戦後まで保存され、戦災や県庁火災も免れて今日に至っている。
- 一件文書を完結年及び部類ごとに一冊に編綴している。
また、一件文書は、その事務執行の過程の文書が新しい順で綴じられているという構造になっている。
(例：県から達←国から県へ指令←県から国へ稟議←郡長から県へ進達←県へ願)
- 本資料の場合、明治 11 年（1878）第四課内務部作成で部名（グループ）は「国費部」、類名（簿冊名）は「歳出」。さらに収録されている一件ごとに編さん番号（件名番号）が記載されており、本資料の件名は「コレラ病費用ノ件内務省へ届出指令」となる。
文書館収蔵資料検索システムでは、この件名番号単位でデータベース化しており、検索することができる。
- 明治前期の行政文書の特徴として、政府の方針に基づき明治 2～3 年頃の浦和県から文書の簿冊編纂のため罫紙が使用された。また、慶応 3 年（1867）から政府の公文書において御家流から楷書体への転換がすすめられたことにより府県においても楷書での表記が進んだ。

2 語句の解説

虎列刺病

：コレラ病。明治10年（1877）9月頃、横浜の製茶会社で発生し、その後千葉、東京、さらに横浜と関係の深い近隣の生糸生産県へ拡大した。同年には長崎を発端とする流行も起こり、前回の大流行である安政5年（1858）以来の国内流行となり、西南戦争とあわせて大きな社会不安を醸成した。以降、明治10年代は毎年感染者を出し、とくに明治12年（1879）や同18年（1885）に大きな被害を出している。

届

：各府県において、例規に照らして処分済みの上届け出るものとして内務省にあげられた文書。

石炭酸

：明治10年8月27日内務省達乙第79号「虎列刺病予防法心得」において「最有力」の消毒薬とされた。なお、当時の県民は石炭酸の使用法がわからなかったようで、県から「該薬ハ固ヨリ人身ニ害アルノ劇薬ニ候得ハ、服用スヘキモノニ無之」との注意も出されている（『埼玉県史料叢書17』374頁）。

県令

：明治4年（1871）11月県治条例によって県に置かれた長官の呼び名。同19年（1886）に知事と改称。

大書記官

：県令を補佐し、文書作成などの事務を担当していた高等官。吉田清英は薩摩出身で、明治6年（1873）に埼玉県に赴任し同11年から大書記官、同15年（1882）3月には第3代埼玉県令（後に知事）となる。

3 内容の要約

<埼玉県から内務省への届>

金91銭（岩槻から本庁まで報告費41銭、芥棄場等消毒用石炭酸費用50銭）本県埼玉郡岩槻町平民増田松五郎が本年2月4日コレラに罹患し同5日死去した時、係の役人が出張して予防の対応を行なった際の諸費用が書面のおり発生した。本年1月以前に発生した費用については本年乙第13号達の規定により（非常予防費として）決算し、2月以降に発生した上記残額については僅少の金額のため額外常費、救薬諸費として支払ったので、このことについて届け出る。

<内務省から埼玉県への指令>

書面のおり聞き届けた。

4 資料の時代背景

<県内に迫るコレラと対策>

●明治10年

- ・8月27日 内務省達乙第79号「虎列刺病予防法心得」
たまたまコレラの流行がはじまる直前、海外のコレラ流行状況に警戒感を持っていた内務省は、検疫や隔離、消毒の方法を規定した心得を発した。
- ・9月5日 横浜の米国製茶会社使用人2名がコレラを発症。
- ・9月14日 東京牛込で感染者を確認。
- ・9月21日 埼玉県諭達（無号）「横浜コレラ病流行ニ付予防法遵守」
「頃日神奈川県下横浜町ニ於テ該病流行死亡ノ者有之旨同県ヨリ通知有之、当県下ノ如キハ接近ノ地ニ付、自然蔓延ノ程モ難計候条、右予防法ヲ守リ此惨毒ニ感触セサル様、前以テ一層注意可致」
- ・9月22日 埼玉県達甲第94号「横浜港等コレラ病流行ニ付予防法」
旅宿、寄席、人力車夫立場など人の集まる場所の清潔を保ち、便所やゴミ捨て場を硫酸鉄で消毒するよう指示。
- ・9月24日 埼玉県達丙第18号「横浜等コレラ病蔓延ニ付旅客往来注意」
東京府との境界、街道筋、船着き場などの旅客往来に気を付け、病人はその場に留めおいて医員の診察を受けさせるよう指示。
- ・10月4日 埼玉県達甲第97号「コレラ病死者ニ付取扱方」
火葬の徹底、衣類・寝具の焼却など病死者の処置について布達。

●明治11年

- ・1月25日 埼玉県達甲第10号「コレラ病予防ノ達ニ付病原掃除概則」
「管内一般衛生ノ急務」として便所、下水などの修繕や掃除の方法を定める。
- ・1月26日 埼玉県達甲第13号「コレラ病再発萌ニ付注意」
「一旦及消滅候景況」のコレラが「再発ノ萌芽モ有之」注意。
- ・2月4日 埼玉県達甲第18号「埼玉郡岩槻町コレラ発生ニ付予防注意」
岩槻町増田松五郎が発症し翌日死亡。「芥溜・下水溜等相接シ不潔ノ雨水滲水スルノミナラス、絶ヘス有機物ノ散出スルカ故ニ空気自カラ宜カラス」ことが原因であり、冬の寒い時期ではあるが水回りの修繕や掃除を徹底するよう指示。

<非常予防費について>

- ・明治11年2月16日 内務省達乙第13号
「客歳十月当省乙第九拾七号」によりコレラに係る費用は「予防非常臨時費」をもって決算するが、「該病未タ消滅不致地方ハ本年一月限ニテ一旦打切、其後ノ分ハ更ニ可伺出事」。

・明治10年10月24日 内務省達乙第97号

「虎列刺病流行之節予防救治ニ係ル入費ハ非常臨時費トシテ可下渡候」として以下の費目を設定。

- 「一 貧困者救済ニ係ル消毒薬並治療薬価其他諸費
 - 一 臨時雇検疫委員並ニ医師給料及旅費日当
 - 一 一般健康ニ関スル市街路傍ノ便所並ニ芥棄場ニ用ユル消毒防臭薬ノ費用
 - 一 貧困者虎列刺病ニ罹リ其病毒ニ感染シタル衣服器具焼却スヘキ分相当対価ニテ買上費
 - 一 貧困遺骸火葬並埋葬ニ係ル諸費
 - 一 病者病屍並ニ其排泄物等ヲ運搬スル器具費用
 - 一 臨時埋葬地所取設ニ係ル諸費
 - 一 虎列刺病者ノ排泄物並ニ病毒ニ汚染シタル物品ヲ運搬スル費用並ニ其焼棄場埋没場取設費
 - 一 出入港船舶検査並ニ其予防ニ関スル消毒薬諸費
但船中ニ消毒法ヲ施ス入費ハ船主ノ自費タルヘシ
 - 一 避病院ノ建設費新築借家並ニ之レニ属スル諸器械代価
 - 一 避病院ニ属スル諸雇看護人給料諸雑費」

また、「該費ハ予備金ヲ以テ繰替置、追テ病毒消滅之期ニ至リ候ハゞ明治八年太政官第四拾九号並九年当省乙第拾弍号達ニ参照シ」て受け取るよう規定。

・明治9年2月5日 内務省達乙第12号

「昨明治八年太政官第四拾九号御達ノ趣意ニ因リ、悪病流行ノ節医員ヲ派出スルトキハ其施治ノ患者ハ勿論、該地医師施治ノ患者ニ至ルマテ悉皆其全数ヲ取調男女職業年齢治癒死亡ノ別ヲ詳記シ、症候経過及ヒ治療法予防法ノ概略ヲ附シ、勘定帳一同当省エ可差出此旨相達候事」

・明治8年4月8日 太政官達第49号

「 第五条

- 一 薬価並ニ医員給料日当其他救済ニ関スル一切ノ諸費ハ予備金ヲ以テ繰替置決算ノ上納受可申出事」

【参考文献】

- ・山本俊一『日本コレラ史』（1982年、東京大学出版会）
- ・埼玉県編『埼玉県行政史』第1巻（1989年、埼玉県）
- ・重田正夫「府県公文書管理史ノート—埼玉県と比較しながら—」『文書館紀要』第20号（2007年）

【出典】

埼玉県達は埼玉県史料叢書17『埼玉県布達集1』（2015、埼玉県）収録。
太政官、内務省達は国立国会図書館デジタルコレクション『法令全書』にて閲覧。